

令和７・８年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和７・８年度に白山市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）に係る競争入札に参加を希望する方は、次の要領により申請してください。

1. 申請できる者（次に掲げる要件に該当する者）

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しない者又は同条第２項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過した者であること。
- （２）建設工事については、次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受け、かつ、法第２７条の２３の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、法第２７条の２９第１項の規定による総合評価値の請求をしている者
 - イ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第４条第１項に規定する被保険者となったことについて、同法第７条の規定による届出をしている者
 - ウ 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第３項及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第６条第１項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第４８条及び厚生年金保険法第２７条の規定による届出をしている者
- （３）委託業務については、次のいずれかに該当する者であること。

申請業種	申請できる者
測量	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定による登録を受けている者
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
建築（設備）設計	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による登録を受けている者
地（土）質調査	地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
造園管理、その他	その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

- （４）申請時点において、納期限の到来した白山市税及び国税（消費税及び地方消費税）を完納している者。
- （５）次の各号に掲げる場合に該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。
 - ア 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
 - イ 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

- ウ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- エ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

2. 登録（申請）業種

- (1) 建設業における登録（申請）業種は、市内に本社又は委任先営業所がある者は、全許可業種（ただし、経営事項審査を受けた業種に限る。委任先営業所で申請される場合は、営業所で許可を受けている業種に限る。）を登録できます。
- (2) 上記以外の者（市外業者）は、1業者について3業種（ただし、経営事項審査を受けた業種に限る。）までとします。
- (3) 委託業務においては、登録を受けたすべての業種について申請できます。

3. 電子申請の対象

電子申請の対象は、建設工事並びに委託業務に係る以下の申請及び届出です。

- (1) 競争入札参加資格申請（定期）
- (2) 競争入札参加資格申請（随時）
- (3) 資格内容変更届
商号・名称、所在地、代表者、資本金及び申請業種
（電子申請後、内容を確認できる書類を添付して提出（郵送可））

4. 申請（届出）方法、受付期間

次の指定期間中に、インターネットによる電子申請を行ったあと、書面による申請を行ってください。

（※電子申請、書面による申請の両方が指定期間内に終了していない場合は、受付しません。）

- (1) 競争入札参加資格審査申請（定期申請） ※有効期間：2年間
令和7年1月20日（月）から令和7年2月20日（木）まで
- (2) 競争入札参加資格審査申請（随時申請）
令和7年6月から令和8年11月末まで （注）資格登録は、申請受理後の翌月からとなります。
- (3) 資格内容変更届 ※随時受付
※申請システムの稼働は、月～金曜日（祝日を除く）の8：00～20：00となっており、それ以外の時間での申請はできません。（ただし、システムのメンテナンス等により申請できないことがありますので、ご了承ください。）

【注意】

3及び4における（2）・（3）につきましては、令和7年6月以降を予定しています。

なお、定期申請期間（資格決定まで）におけるR5・6資格に係る資格内容変更につきましては、全て書面にて申請願います。

5. 令和7・8年度入札参加資格有効期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで （※随時申請の場合は資格登録完了後より有効）

6. 審査基準日について

定期申請：令和6年10月1日直前の営業年度終了の日

随時申請：申請書提出日の属する年度の前年の10月1日直前の営業年度終了の日

7. 電子申請を行うにあたって

- (1) 申請（届出）を行う際には、**本要領**並びに市ホームページより別添の「**②申請マニュアル**」及び「**操作マニュアル（外部リンク）**」をよくご確認のうえ、申請を行ってください。（『別紙1又は別紙2』に記載されている必要書類は**電子添付にて提出**していただくこととなりますので、該当する書類を事前に準備しておく必要があります。）
- (2) 申請システムにログインするには、システム利用申請にて交付されるID及びパスワードを使用してください。（※前回申請時にID・パスワードを取得済みの業者（R5・6有資格者）は、システム利用申請は不要ですので、現在のID・パスワードを利用してください。**（二重登録不可）**）

【注意】

添付ファイル登録での添付ファイルについては、**1ファイルにつきデータ容量が最大3MBまでのファイルを最大10ファイル**添付することが可能です。なお、申請時の添付ファイルについては申請者側で任意で作成していただいて構いません。（例：ファイル数が10ファイルを超えそうな場合：ファイルを結合する。添付ファイルのデータ容量が大きい場合添付できない場合：枝番を付けて分割する。など）また、**前回申請時のデータが添付されている場合につきましては、そのデータを削除して新しいデータを添付してください。**

8. 書面による申請を行うにあたって

インターネットにより申請（届出）を行ったあと、『別紙1又は別紙2』に記載されている必要書類をクリアファイル（A4判無色透明）に入れて、**書面にて提出**していただく必要があります。その際、紙ファイルへの綴込等は不要です。

窓口の混雑を防ぐため、できる限り**郵送にて提出**をお願いします。（当日消印有効）

9. 入札参加資格の取消し

入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は偽りその他不正の行為により入札参加資格を得たと認められた場合は、その参加資格は取り消されます。

10. 参加資格の決定及び公表の方法

資格審査後、本市の競争入札参加資格者となった場合は、登録工種（業種）などを記載した競争入札参加資格審査決定通知書を送付するとともに、本市HPの競争入札参加資格者名簿にて公表します。

※測量・建設コンサルタント等業務に関しては、個別に競争入札参加資格審査決定通知書を送付しておりませんので、**競争入札参加資格者名簿への登載をもって参加資格の決定となります。**競争入札参加資格者名簿は本市HPにて公開します。

11. 問い合わせ、申請書あて先

〒924-8688

白山市倉光二丁目1番地

白山市総務部監理課契約係

TEL 076-274-9513（監理課直通）

FAX 076-274-9535

E-mail kanri@city.hakusan.lg.jp

《別紙 1 : 建設工事提出資料》

番号	提出書類	様式	注意事項	提出方法
1	入札参加資格審査申請書	様式第 1 号 (工事用)	入札参加資格審査申請書につきましては、 電子申請が完了後に提出 してください。	※書面による提出をしたものは、電子添付不要です。 書面による提出
2	納税証明書 (白山市税) [法人用] 又は [個人用]	様式第 2 号 税務証明 交付申請書 (該当者のみ)	【対象：白山市に納税義務がある場合】 白山市に納税義務のあるもので、申請前 1 ヶ月までのもの（原本）。市ホームページより税務証明交付申請書及び証明願様式を作成して本庁もしくは、各支所・市民サービスセンターの納税証明発行担当部署にて証明をもらってください。（申請手数料 2 0 0 円。白山市に納税義務がなければ添付不要） ※ 1	
3	委任状	様式第 5 号 (該当者のみ)	【対象：委任行為が生ずる場合】 委任行為が生ずる場合は必ず提出してください。（この場合申請できる業種は、受任先となる営業所に専任の技術者を配置し、営業する業種のみとなります。）	
4	総合評定値通知書 又は経営事項審査 結果通知書の写し	A 4 版	審査基準日が令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までのものが対象となります。 ※ 2	
5	市内における 営業所等調書	白山市内に おける営業所等 に関する調書 (該当者のみ)	【対象：委任行為が生ずる場合】 白山市内に本社とは別に営業所又は資材置場等を有するもの。	
6	営業所一覧表	(該当者のみ)	【対象：営業所を有している場合】 営業所ごとの名称、所在、郵便番号、電話番号、FAX 番号及び建設業にあっては、許可を受けている業種がわかるもの。（該当業者のみ 国土交通省又は都道府県に提出した変更届出書等）	
7	資格決定通知書 郵送用返信用封筒 (110円切手貼付)	長形 3 号	郵便番号・送付先名をあらかじめ記入しておいてください。（受領確認の為、受付印が必要な場合は返信用ハガキ等を別に用意してください。） ※ 3	
8	系列会社関係等調書	様式第 7 号 (該当者のみ)	【対象：市内に本社（主たる営業所）又は委任先営業所を置く場合】 系列会社とは「資本的關係」又は「人的關係」にある複数の会社を指します。	
9	主観的事項審査 に係る申請	白山市主観的 事項審査基準 (別紙様式) (該当者のみ)	【対象：市内に本社（主たる営業所）又は委任先営業所を置く建設業者の場合】 該当者は「主観的事項に関する調査票（別紙様式）」を作成の上、関係書類（該当項目の証明ができるもの）を添えて、提出してください。 ※ 4	

10	許可（登録）通知書又は 許可（登録）証明書の 写し	官公署等 発行のもの	紙媒体のものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。
11	納税証明書 (消費税及び地方消費税)	官公署等 発行のもの 「その3の3」 「その3の2」	【対象：消費税及び地方消費税の係る課税事業所】 消費税及び地方消費税の係る課税事業所のみ（未納のない証明、写しでも可）。申請前1ヶ月までのもの。（法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」。「その3」でも可。）消費税の免税業者は、免税事業者届出書を提出してください。紙媒体のものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。 ※5 ※6
12	技術職員名簿 (建設工事)	様式第3号 (参考) コード表	最新（審査基準日時点のものでも可）の名簿を提出してください。 （記載内容が同様であれば他の様式でも可。）
13	工事経歴書 (直前2ヶ年分)	様式第4号	直前の経営事項審査に提出したものでも可。（記載内容が同様であれば他の様式でも可。）
14	使用印鑑届	様式第6号	委任先営業所がある場合は、委任先営業所の印鑑での届け出となります。紙媒体として作成・押印したものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。

※電子添付したものは、書面による提出不要です。
電子添付による提出

- ※1 徴収猶予を受けている場合は、納税証明書（様式第2号）の提出に加え、「徴収猶予許可通知書」の写し等、徴収の猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。
- ※2 但し、社会性等の評点（W点）中、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入について「無」がある場合におきましては、申請ができません（「適用除外」の場合を除く）。
 なお、審査基準日以降に社会保険に加入している場合につきましては、最新の総合評定値通知書（写し）（社会保険が「有」の記載となっている場合）又は次の書類を併せて添付してください。
雇用保険・・・「雇用保険適用事業所設置届事業主控（提出先での受付済印）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」（写し）
厚生年金・健康保険・・・「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（提出先での受付済印）」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写し）
- ※3 **行政書士宛の送付先**を記入した場合であっても、**表面に必ず申請業者名を記入**してください。
 また、**受付表の発行は行っておりません**。受領確認が必要な場合は、宛名記載の返信用ハガキ等を同封してください。受付印を押印し返信いたします。
- ※4 白山市主観的事項審査基準による主観点数付与の有効期間は1年度のため、令和8年度（中間年度）について付与を希望する場合は、中間年度格付け時に改めて提出が必要となります。（変更による申請は不可。）
- ※5 特例猶予を受けている場合は、納税証明書等の提出に代え、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」の写しを添付してください。（代替の証明書類は納税猶予適用の記載があるものとします。）
- ※6 オンラインにて電子納税証明書（国税のみ）の交付請求手続きが可能です。税務署窓口に行く必要がなく非対面で請求から受取までが可能となります。詳しくは下記 URL を参照してください。
 URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

《別紙 2 : 委託業務提出資料》

番号	提出書類	様式	注意事項	提出方法
1	入札参加資格審査申請書	様式第 1 号 (委託業務用)	入札参加資格審査申請書につきましては、 電子申請が完了後に提出 してください。	書面による提出 (※書面による提出をしたものは、電子添付不要です。)
2	納税証明書 (白山市税) [法人用] 又は [個人用]	様式第 2 号 税務証明 交付申請書 (該当者のみ)	【対象：白山市に納税義務がある場合】 白山市に納税義務のあるもので、申請前 1 ヶ月までのもの（原本）。 市ホームページより税務証明交付申請書及び証明願様式を作成 して本庁もしくは、各支所・市民サービスセンターの納税証明発行担当部署にて証明をもらってください。（申請手数料 200 円。白山市に納税義務がなければ添付不要） ※ 1	
3	委任状	様式第 5 号 (該当者のみ)	【対象：委任行為が生ずる場合】 委任行為が生ずる場合は必ず提出してください。（この場合申請できる業種は、 受任先となる営業所に専任の技術者を配置し、営業する業種のみ となります。）	
4	市内における 営業所等調書	白山市内における営業所等に関する調書 (該当者のみ)	【対象：委任行為が生ずる場合】 白山市内に本社とは別に営業所又は資材置場等を有するもの。	
5	営業所一覧表	(該当者のみ)	【対象：営業所を有している場合】 営業所ごとの名称、所在、郵便番号、電話番号、FAX 番号及び建設業にあっては、許可を受けている業種がわかるもの。（該当業者のみ 国土交通省又は都道府県に提出した変更届出書等）	
6	系列会社関係等 調書	様式第 7 号 (該当者のみ)	【対象：市内に本社（主たる営業所）又は委任先営業所を置く場合】 系列会社とは「資本的関係」又は「人的関係」にある複数の会社を指します。	
7	許可（登録）通知書又は 許可（登録）証明書の 写し	官公署等 発行のもの	紙媒体のものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。	電子添付による提出 (※電子添付したものは、書面による提出不要です。)
8	納税証明書 (消費税及び地方消費税)	官公署等 発行のもの 「その 3 の 3」 「その 3 の 2」	【対象：消費税及び地方消費税の係る課税事業所】 消費税及び地方消費税の係る課税事業所のみ（未納のない証明、写しでも可）。申請前 1 ヶ月までのもの。（法人の場合は「その 3 の 3」、個人の場合は「その 3 の 2」。「その 3」でも可。）消費税の免税業者は、免税事業者届出書を提出してください。紙媒体のものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。 ※ 2 ※ 3	
9	技術職員名簿 (測量・建設コンサル等)	様式第 3 号 (参考) コード表	最新（審査基準日時点のものでも可）の名簿を提出してください。 （記載内容が同様であれば他の様式でも可。）	
10	業務経歴書 (直前 2 ヶ年分)	様式第 4 号	記載内容が同様であれば他の様式でも可。	
11	使用印鑑届	様式第 6 号	委任先営業所がある場合は、委任先営業所の印鑑での届け出となります。紙媒体として作成・押印したものを PDF 形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。	

12	財務諸表		令和6年9月30日以前に決算期の到来した直前2ヶ年度の決算書。(個人の場合は所得税確定申告時の損益計算書(又は収支内訳書)及び貸借対照表。)PDF形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。
13	現況報告書の写し	(該当者のみ)	〔対象：測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント登録業者の場合〕 審査基準日時点の各法及び登録規程により登録機関に提出したものの写しで、受付機関の確認印のあるもの。PDF形式等に変換していただき、添付ファイルに登録してください。 ※4

- ※1 徴収猶予を受けている場合は、納税証明書(様式第2号)の提出に加え、「徴収猶予許可通知書」の写し等、徴収の猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。
- ※2 特例猶予を受けている場合は、納税証明書等の提出に代え、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書(その1)」の写しを添付してください。(代替の証明書類は納税猶予適用の記載があるものとします。)
- ※3 オンラインにて電子納税証明書(国税のみ)の交付請求手続きが可能です。税務署窓口に行く必要がなく非対面で請求から受取までが可能となります。詳しくは下記URLを参照してください。
URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- ※4 「測量」に関しては、「測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類」を電子添付してください。(測量に関してのみ受付印は必要ありません。)